

2020年4月8日

2020年7月31日 一部改定

新型コロナウイルス感染症の感染予防と感染拡大防止に関する当観光局の方針

一般社団法人麒麟のまち観光局
事務局長 石塚 康裕

【基本方針】

当観光局は、新型コロナウイルス感染症への対策を実行し、感染予防と感染拡大の防止に努めるとともに、感染流行期にも事業の継続を維持し、社会的責任を遂行するものとする。

- お客様、お取引先様、従業員とその家族、地域の人々の生命の安全を最優先とする。
- 感染発生時には、行政機関と連携のうえ諸施策を実施し、二次感染の極小化に努め、状況に応じた施策を迅速に決定して実行する。

【感染予防及び感染拡大リスク低減のための主な対応】

当観光局は、鳥取県発表の「新型コロナウイルスに関する皆様へのお願い事項」に率先して協力し、感染予防及び感染拡大リスク低減に努めるものとする。

- 勤務形態については、お客様、お取引先様の事情を考慮したうえで、在宅でのテレワーク、フレックスタイム制度を活用しての時差出勤などを推奨する。
- 従業員は毎日体温を測定し、37.5℃以上の発熱等、風邪の症状が見られる場合、及び健康観察対象者は、自宅待機とする。
- 従業員に感染を疑われる症状が認められた場合は、日本渡航医学会及び日本産業衛生学会の指針に従って、以下のように対応する。
 - (1)発症から3日以内に服薬等を行わずに症状が消失した場合は、48時間に渡って症状が消失したままであれば出勤可能とする。
 - (2)発症から4日経過しても症状の改善が認められない場合は、しかるべき機関で検査を受ける。
- 国内出張（隣接エリアを含む）は原則自粛とし、海外出張は原則禁止とする。

【当観光局に感染者が判明した場合の対応】

当観光局従業員及び同居人に感染が確認された場合、直ちに所管の保健所に報告の上、その指導のもと濃厚接触者や健康観察対象者の特定、感染者の行動履歴の調査及び事務所の一時閉鎖等に協力する。

【社外取引先に感染者が判明した場合の対応】

濃厚接触の疑いがある従業員は、14日間の自宅待機とする。その他の従業員は14日間の健康観察とする。

以上